

## 令和3年度 郡山土木事務所管内 道路施設等維持修繕委託業務 契約書

委託者奈良県郡山土木事務所（以下、「甲」という。）と受託者  
（以下、「乙」という。）は、次の条項により令和3年度  
郡山土木事務所管内 道路施設等維持修繕委託業務を締結する。

（業務委託内容等）

第1条 甲は、乙に対して、次のとおり業務を委託し、乙は以下の条件によりこれを履行することを受託した。

委託業務名	令和3年度 郡山土木事務所管内 道路施設等維持修繕委託業務 (道路施設等維持修繕委託費)
業務番号	第201-委-1号
委託場所	1. 郡山土木事務所が管理する道路、河川等とする。 2. ただし、大和中央道を除きます。
履行期間	着手 令和 3年 4月 1日 完了 令和 4年 3月 31日
委託金額	金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金 円
契約保証金	
ただし、現金	金 円
代用証券	金 円 (内訳別紙明細のとおり)

（業務履行方法）

第2条 乙は、第1条記載の委託金額をもって、履行期間内に別紙仕様書に基づき受託業務を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（現場管理責任者）

第5条 乙は、現場管理責任者を定め、別紙仕様書に定める様式により甲に届け出をしなければならない。なお、現場管理責任者を変更したときも同様とする。

- 2 現場管理責任者は、業務の指揮管理を行い円滑な業務の履行に努めるとともに、郡山土木事務所と必要に応じ協議を行うものとする。

(貸与材料)

第6条 甲が乙に対して貸与する材料は、別紙覚書に定めるところによる。

- 2 乙は、貸与材料を善良な管理者の注意により取り扱わなくてはならず、善管注意義務を欠いたことで破損させた場合は実費弁償責任を負うものとする。

(業務内容変更等)

第7条 甲は、必要があると認める場合は、書面をもって乙に通知し委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。

- 2 委託金額又は履行期間を変更する必要がある場合は、甲乙が協議し、書面によりこれを定める。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 委託業務の履行に際して第三者に損害を及ぼした場合は、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託業務の履行に伴い通常避けることのできない理由により第三者に損害を及ぼした場合は、甲がその損害を負担する。ただし、その損害のうち委託業務の履行について乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他委託業務の履行について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙が協力して解決に当たるものとする。

(業務報告等)

第9条 乙は、委託業務の実施にあたり、別紙仕様書に基づき、月間業務予定表及び週間業務予定表を提出しなければならない。

- 2 乙は、委託業務実施後は、速やかに業務日報、報告書を提出しなければならない。
- 3 乙は、委託業務完了後は、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 4 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。
- 5 甲が、前項の検査の結果、業務の履行がなされていない又は不十分であると判断した場合は、乙に対して業務の速やかな履行を命ずることが出来る。

(委託金額の前払)

第10条 乙は、委託業務の完了前であっても、甲に対して書面をもって委託金額の3割以内の金額を前払いとして請求できる。

- 2 甲は、当該請求が適当であると認める場合は、前項の支払の請求書を受理した日から30日以内に当該委託金額を支払わなければならない。

(支払い方法)

第11条 乙は、委託業務完了後速やかに、委託金額のうち既に支払いを受けた金額を除いた金額を書面をもって甲に請求するものとする。

- 2 乙は、前項に関わらず委託業務完了前であっても、出来高部分の10分の9に相応する委託金額から、既に前払いを受けた金額を除いた金額以内の額について、次項以下に

定めるところにより部分払いを1回に限り請求することができる。

- 3 乙は、第1項及び第2項の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲が当該請求に係る業務完了及び出来高部分が確認できる資料を提示し、甲の確認を受けなければならない。
- 4 甲は、第1項及び第2項の請求が適当であると認める場合は、各項の支払の請求書を受理した日から30日以内に当該委託金額を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 本契約の規定に違反したとき。
- (4) 契約解除の申し出をしたとき
- (5) その他受託業務を継続しがたいやむを得ない事由のあるとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条 甲は、前条に定めるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者その相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10（乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除し

た額)に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(解除の効果)

第14条 契約が解除された場合、本契約に関する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、損害賠償に関しては、この限りではない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙が既に完了させている委託業務については、当該部分に相応する委託金額を支払うことができる。

3 前項に関する委託金額は、甲乙が協議して定める。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことで甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(疑義の決定等)

第16条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 住所  
氏名

乙 住所  
氏名